

【本ワーキングの検討事項】

1. 情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の役職員の処分の厳格化
 - ① 処分の対象範囲の拡大
 - ② 処分量定について
 - ③ その他
2. 不都合行為者名簿の公表等
3. 上記に関連する事項

上記の検討事項については、1から3の順で検討することとしたい。（3は該当事項がある場合のみ検討。）

会 合	年月(予定)	内 容
第1回会合	2022年 10月13日	「情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の 役職員の処分の厳格化」の検討 ①過去事案の概要や論点等について、事務局から説明 ②質疑応答・意見交換
第1回会合 終了後	10月中	第1回会合で説明した論点等について、WG委員に意見 照会(事務局よりメール送付)
第2回会合	2022年 11月 ～12月	①意見照会の回答をとりまとめたものを事務局より説明 ②個別の論点等について検討 ※ 最初に「処分対象範囲の拡大」を検討し、その後、 「処分量定」について検討する。
第3回会合 ～第4回会合	2023年 1月～2月	第2回に引き続き、個別の論点等について検討 ※必要に応じて会合の回数を加減する。
第5回会合 ～第6回会合	2023年 3月～4月	「不都合行為者名簿の公表等」及び「その他」の検討 ※進め方の詳細は、後日説明
第7回会合	2023年5月	報告書のとりまとめ(6月の公表を目指す)



JSDA

日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

資 料 3

「情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の処分の厳格化」の論点等について

2022年10月13日
日本証券業協会

検討テーマ

【情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の役職員の処分の厳格化】

1. 処分対象範囲の拡大(禁止行為の追加)
2. 処分量定について
3. その他

検討にあたっての留意点

- ・「投資者保護、金融商品取引業及び金融商品市場に対する信頼性の維持・向上を図る」という本ワーキングの設置の趣旨に合致するものとなるよう検討する。
- ・「外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたとき」に該当しなければ、処分できないことに留意する(金商法64条の5第1項第2号、外務員登録規則第6条)。
- ・検討の結果、「処分の対象範囲とする」あるいは「重い処分とすることが適当」と整理されてものであっても、実際に処分を決定するに当たっては、「協会員の役職員に対する処分の考え方」の「I. 処分の検討要素」に規定する各要素を総合的に審査して、個別事案ごとに判断することになる。

Ⅱ. 検討対象のイメージ図

情報漏えい行為

検討の対象外

インサイダー情報の伝達・取引推奨行為（金融商品取引法167条の2）

法人関係情報を提供しての勧誘等（金商業等府令第117条第1項第14号、15号）

現行法令等で既に
禁止されている行為

論点2「処分量定」の検討対象

職務上知り得た秘密の漏えい（従業員規則第7条第15号）

論点1「処分の対象範囲の拡大」の検討対象

情報の不正持出し・営業利用

図利加害目的での利用（漏えい・持出しなし）

情報の不正取得・営業利用（情報漏えいの唆し等）

その他の情報漏えい関係行為

現行法令等で禁止さ
れていない行為

禁止行為の対象&処分
対象とするか？

論点1. 処分対象範囲の拡大(禁止行為の追加)

(1) 情報漏えいに係る禁止規定及び処分の根拠規定

①「職務上知り得た秘密の漏えい」の禁止規定(従業員規則7条15号)

協会員は、その従業員が(中略)次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

1~14 省略

15 職務上知り得た秘密(特定業務会員にあっては特定業務に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。)を漏えいすること

②処分の根拠規定

イ. 登録外務員に対する登録取消処分、職務停止処分、職務禁止措置(以下、「行政処分等」という。)の根拠規定

(金商法64条の5第1項第2号、外務員登録規則6条1項)

外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき

(注) 自主規制規則違反は下線部分に該当するとして処分している。

ロ. 不都合行為者の取扱いの根拠規定(従業員規則12条)

退職もしくは解雇相当の社内処分を受けた者又は登録取消処分を受けた会社の従業員で、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるもの

⇒上記②イのとおり、「外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたとき」に該当しなければ、処分要件を満たさないため、行政処分等を行わない(注)。

このため、禁止行為には該当しても「外務員の職務に関して」と言えない形態の情報漏えい行為は行政処分等の対象から外れる。

ただし、不都合行為者の取扱いは、行政処分等とは処分要件が異なるため、「金商業の信用を著しく失墜させるもの」と言えるほど悪質性が高い事案等は処分することがある。

【禁止行為の範囲】職務上知り得た秘密の漏えい

【行政処分等の範囲】

外務員の職務に関して
著しく不適当な行為

併科

【不都合行為者の 取扱いの範囲】

外務員以外に
対する職務禁止

(注)外務員登録していない役職員(元外務員を除く。)
が従業員規則の禁止行為等を行った場合は、外務員登録規則第6条第4項の規定により、「外務員の職務に関して」に該当しない場合も職務禁止措置を講ずることができる。

(2) 禁止行為及び処分の対象となる行為態様

情報漏えい行為(現行の法令・協会規則で禁止されている行為(※)を除く)のうち、新たに規則上の禁止行為に追加し、処分対象とすべき行為態様があるか。

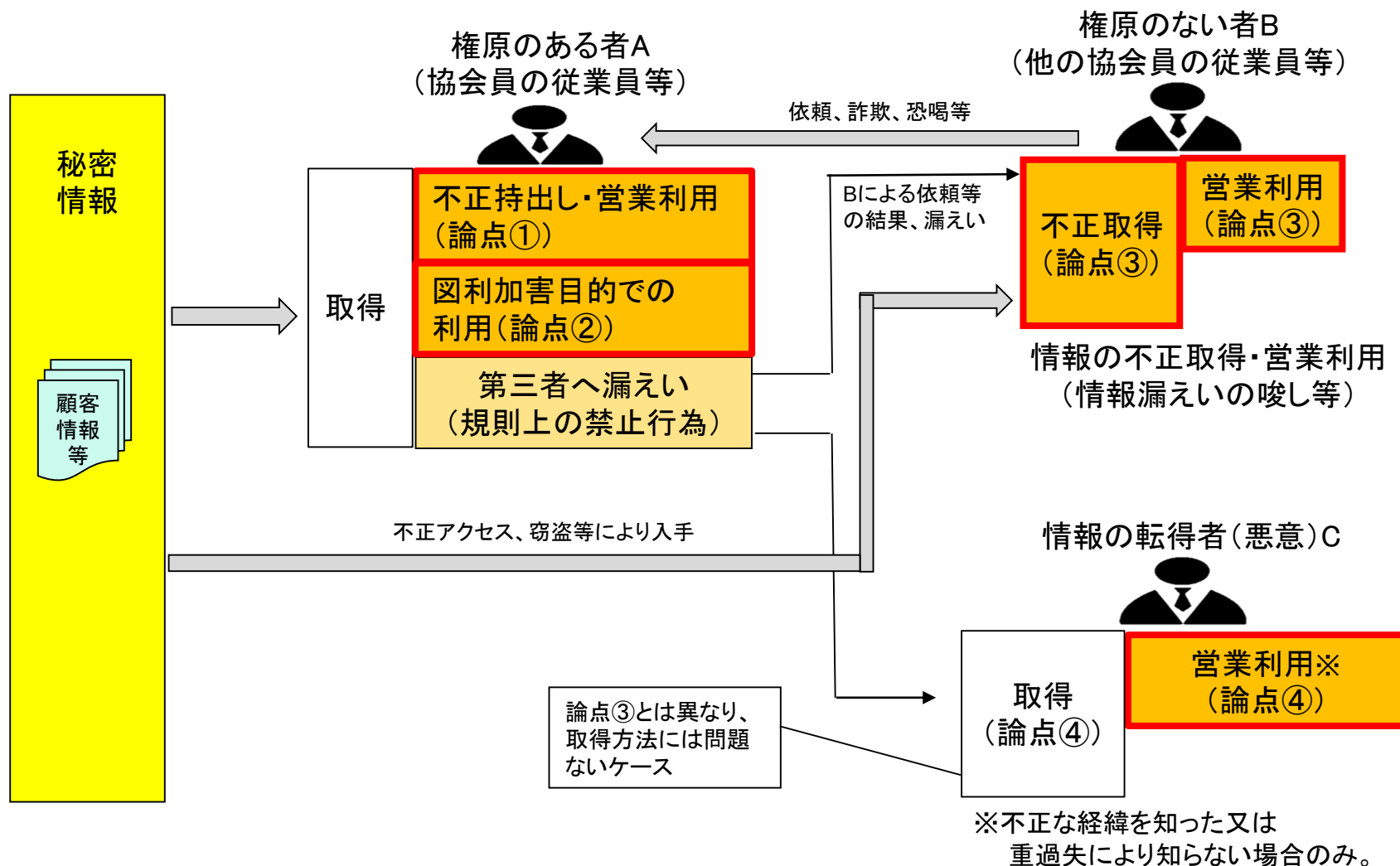
以下の①～⑤について、どう考えるか。

なお、「事業者間の公正な競争の確保」を目的とする不正競争防止法とは異なり、協会員等の役職員処分の目的は、「投資者保護、金商業や市場の信頼性の維持・向上」であるため、不正競争防止法とは禁止する行為態様の範囲が異なることも考えられる。

(※)現行の法令・協会規則で禁止されている情報漏えいに関する行為

- ・「職務上知り得た秘密の漏えい」(従業員規則第7条第15号)
- ・インサイダー情報の伝達・取引推奨行為(金融商品取引法167条の2)
- ・法人関係情報を提供しての勧誘等(金商業等府令第117条第1項第14号、15号)

赤枠の行為態様を禁止行為の対象及び処分対象に含めるか(詳細は次ページ以降)



① 不正持出し・営業利用

情報を不正に持ち出したが、第三者に提供(漏えい)せず、持ち出した本人が営業に利用するケース(※1)を禁止行為の対象及び処分対象とすべきか。

それとも、「営業利用」は禁止行為の要件とはせず、転職先等への「不正持出し」(※3)を禁止行為の対象とするか(※2)。

※1 例えば、転職した営業員が不正に顧客情報を持ち出し、転職先で当該営業員が営業に使用しているとして、顧客から苦情があったというケースなどを想定。

※2 「営業利用」は処分の判断要素にはなり得る。

現行の禁止行為である「職務上知り得た秘密の漏えい」も「営業利用」は禁止行為の要件ではないが、処分の判断要素にはなる。

※3 「不正持出し」とは、「退職等で権原のなくなった者が管理区域外に持出すこと」とすることでどうか。

② 図利加害目的での利用(漏えい・持出しなし)

情報を持ち出さずに、不正の利益を得る目的で、又は他者に損害を与える目的で情報を利用したケース(資料2の項番5のようなケース)を禁止行為の対象及び処分対象とすべきか。

③ 情報の不正取得・営業利用(情報漏えいの唆し等)

情報を不正に取得して営業に利用する行為を禁止行為の対象及び処分対象とすべきか。それとも、情報の不正取得のみを禁止行為の要件とし、「営業利用」は処分の判断要素とするか。

(例) 転職前の同僚や元部下に情報漏えいを唆して、不正に入手した顧客情報を営業に利用する行為

④ 情報転得者(悪意)の営業利用

不正な経緯を知った者又は重過失により不正な経緯を知らない者が情報を営業に利用する行為を禁止行為の対象及び処分対象とすべきか。

⑤ その他

上記①～④以外で、情報漏えいに関して処分の対象とすべきものがあるか。

論点2. 処分量定について

- ・ 本協会ホームページで公表している「協会の役職員に対する処分の考え方」において、「処分の検討要素」を明示するとともに、「審査の指針」として、登録取消処分や不都合行為者の取扱いといった重い処分については、どのようなものが該当するのかを明示しているが、それより細かい量定の決定方法については、潜脱防止等の観点から、対外的にお示ししていない。
- ・ このため、本ワーキングでは、「登録取消処分」や「不都合行為者の取扱い」といった重い処分に該当するものがあるか否かを検討し、それ以外の処分の量定については細かい処分量定の決定方法を検討するのではなく、量定の基本的な考え方を検討することとしたい。
- ・ また、法令・規則等で禁止されている情報漏えいに関する行為のうち、「インサイダー情報の伝達・取引推奨行為」(金融商品取引法167条の2)や「法人関係情報を提供しての勧誘等」(金商業等府令第117条第1項第14号、15号)については、現状、処分の軽減要素がある場合を除き、不都合行為者の取扱い及び登録取消処分が行われていることから、今回の検討対象から除外することとしたい。

- ① 処分対象となる情報漏えい事案(「職務上知り得た秘密の漏えい」に該当するもの及び上記(1)で新たに処分対象とすべきと考えるもの)のうち、「登録取消処分」や「不都合行為者の取扱い」といった重い処分の対象となるケースがあるか。

例えば、以下のイ～ホの各要素についてどう考えるか。

イ. 故意性

ロ. 漏えい先(被害者との関係性)

ハ. 情報の種類・量

ニ. 利得の有無

ホ. 被害の有無・程度

ヘ. その他

- ② その他、処分量定について御意見があるか。

3. その他

- ・ 情報を不正に持ち出して、転職先で利用していることが疑われるケースにおいては、事実関係の調査、確認のためには、転職先の協力が必要となる。

「職務上知り得た秘密の漏えい」、「不正持ち出し&利用」又は「不正利用」を処分対象とする場合、転職先等での利用等に関する事実関係の調査について、転職先に協力義務を課す等の何らかの手当てが必要か。

(具体的な対応例)

- ・ 従業員規則第9条第2項及び仲介業規則第26条第2項において、「本協会は、前項の事故連絡書の事故の内容について、必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる」となっており、同条第3項において、「協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない」と規定されている。
- ・ 上記の対応として、2項と3項の対象を報告協会員に限定しない規定ぶりに変更することが考えられる。